

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の手引き

< 第三版 >

< 目次 >

- | | |
|------------------------------|------|
| 1 「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について…… | P.1 |
| 2 事業者登録について…………… | P.3 |
| 3 委託契約について…………… | P.4 |
| 4 利用登録手続きについて…………… | P.9 |
| 5 実績報告及び費用の請求について…………… | P.12 |

< 参考資料 >

- | | |
|-----------------------------|------|
| 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱…………… | P.14 |
| 様式集…………… | P.19 |

令和6年12月

広島市健康福祉局障害自立支援課

【制度に関する問い合わせ先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号

広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課

TEL:082-504-2148 FAX:082-504-2256

Mail:jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

【事業者登録及び委託契約書類の提出先】

同上

【利用登録申請及び委託料請求書類の提出先】

同上

【事業者向けホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/346378.html>

【利用者向けホームページ】

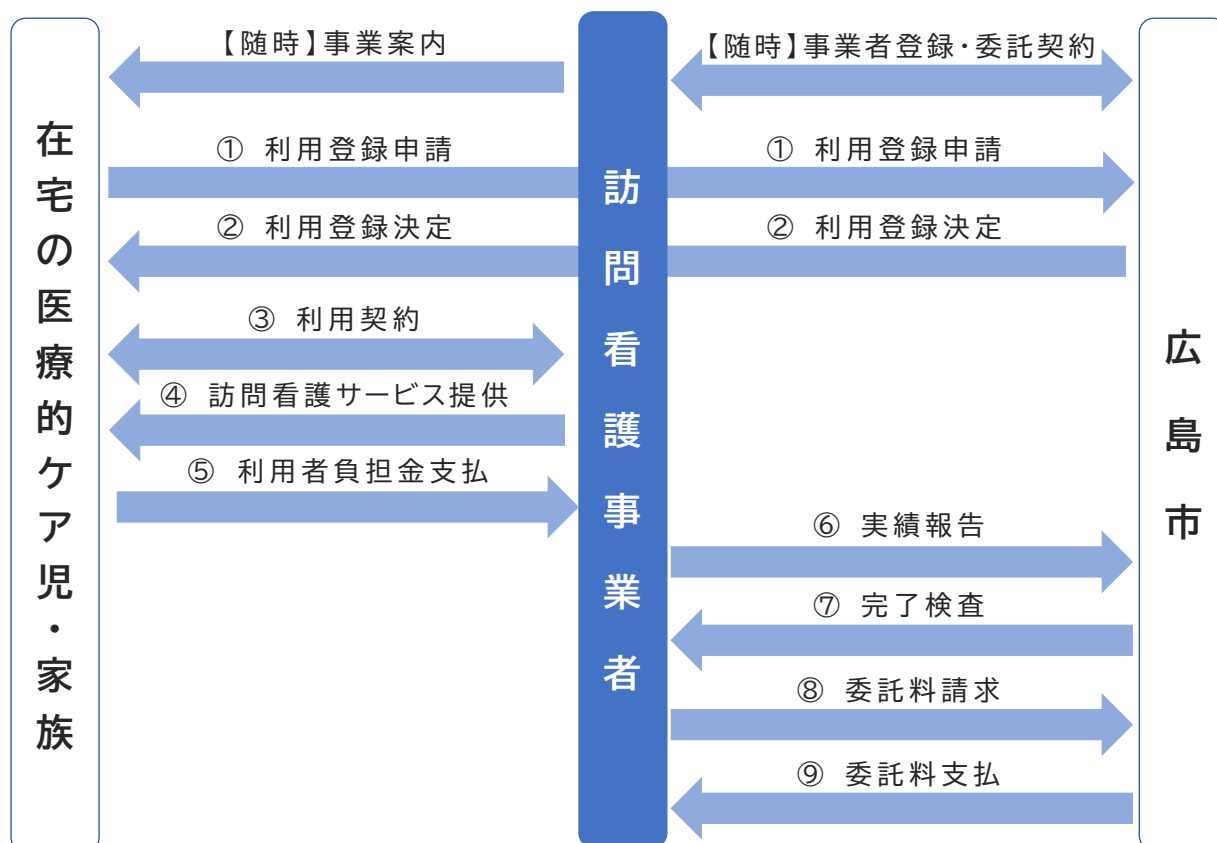
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/349714.html>

1 「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について

(1) 事業目的

医療的ケア児の保護者等が休息等の理由により在宅介護を行うことができない場合に、市と委託契約した訪問看護事業者から看護師を自宅に派遣し、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的としています。

(2) 事業の流れ



(3) 利用対象者

◆ 利用対象者は、医療的ケア児の家族です。

「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態があること。
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ④ 在宅で家族等による介護を受けて生活していること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

(4) サービス内容

- ◆ 訪問看護事業者が医療保険の適用を超える自宅利用で、医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を提供します。

※ 医療保険の適用時間を超える利用に限ります。

(5) 利用可能時間

- ◆ 医療的ケア児一人につき一年度あたり48時間まで

※ サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。(1 か月毎に30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)

※ サービスの利用開始時間は、原則、看護を伴う支援を開始した時間からとする。

(6) サービス費用

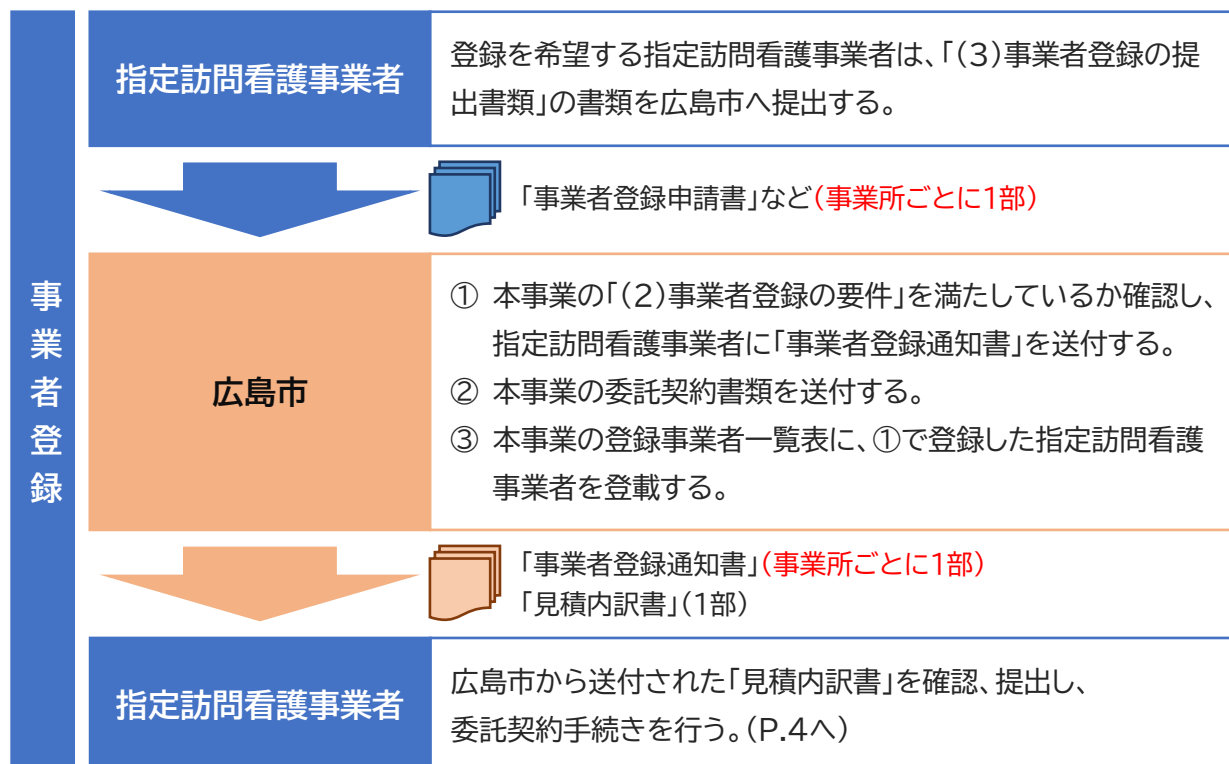
- ◆ 本事業の利用にあたって、利用者の自己負担金は1割です。

※1時間当たり単価7,500円の1割(750円)をサービス提供後、利用者から受領してください。

- ◆ 本事業にかかった残りの経費は、広島市からサービスを提供した訪問看護事業者に、1時間あたり 7,500 円の9割(6,750円)を、利用者の代わりに支払います。

2 事業者登録について

(1) 事業者登録の流れ



(2) 事業者登録の要件

◆ 健康保険法第 88 条第 1 項の規定に基づく指定訪問看護事業者

※ 事業者登録は同法により指定にされた訪問看護事業所ごとに登録されます。

※ 委託契約は、登録された指定訪問看護事業者(以下「登録事業者」という。)と締結します。

(3) 事業者登録の提出書類

- ① 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 事業者登録申請書 (必須) ⇒様式集 P.23
- ② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し(健康保険法の指定を受けていることがわかるもの)
- ③ 職員配置一覧(職員の氏名と保有資格がわかるものであれば様式は問いません)
- ④ 資格証の写し(看護師、准看護師のもの)
- ⑤ 訪問看護事業所の運営規程の写し

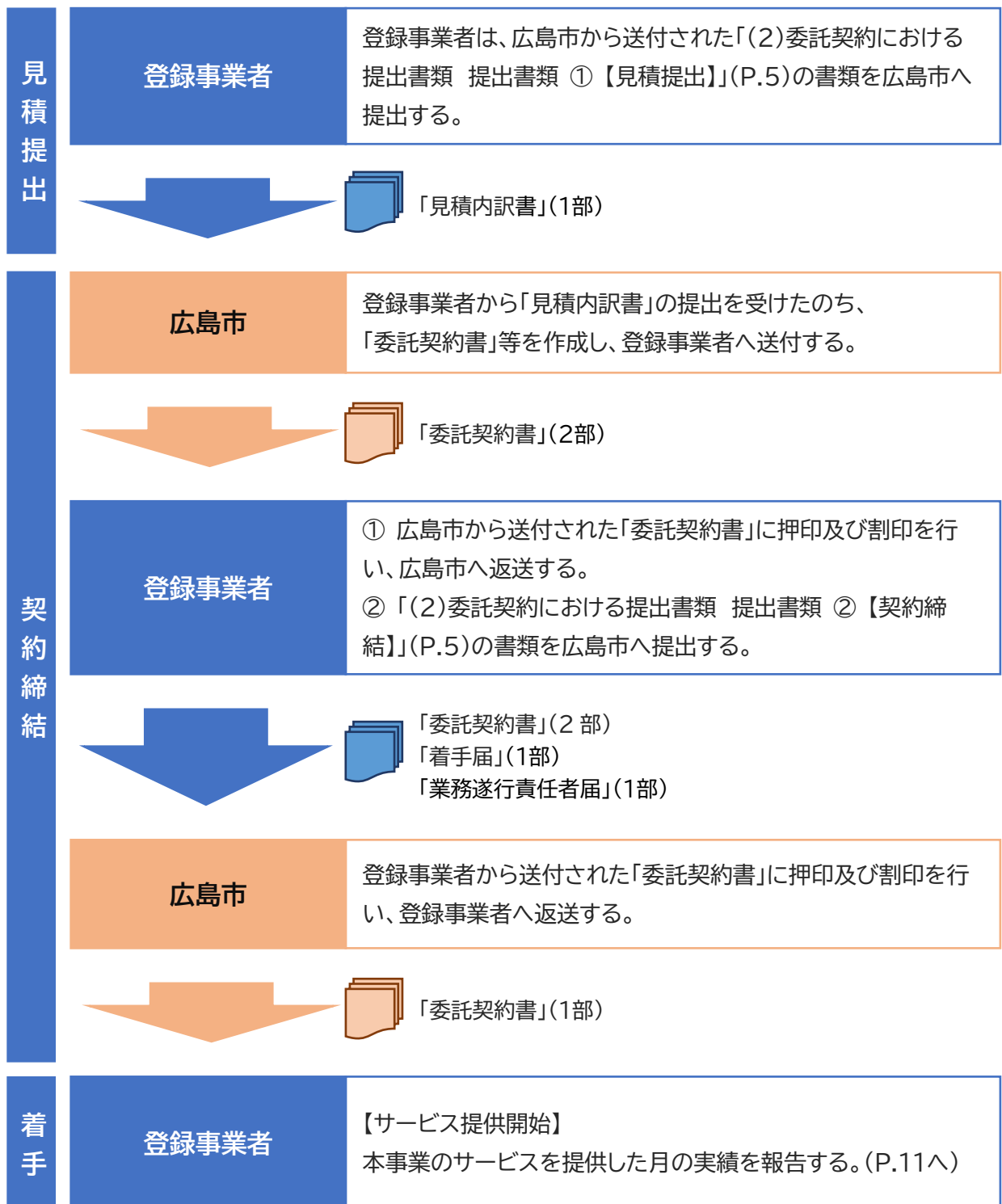
◆ 事業者登録は、初回の登録後、更新の手続きはありません。

◆ 登録内容に変更があれば、随時、変更届を提出してください。

3 委託契約について

(1) 委託契約の流れ

- ◆ 委託契約は、訪問看護事業者と締結します。
- ◆ 事業者登録 2 年目以降も、広島市から委託契約書類を送付します。



(2) 委託契約における提出書類

提出書類 ①【見積提出】

■ 見積内訳書 ⇒様式集 P. 31

- ◆ 委託契約にあたり費用の見積もりが必要となりますので、見積額の内訳等を記載し、記載のうえご提出ください。
- ◆ 複数の事業所を登録している場合は、複数の登録事業所で支援が見込まれる人数・時間から積算した金額の合計を見積額として記載してください。
- ※ 代表者印で押印してください。

提出書類 ②【契約締結】

■ 委託契約書 ⇒様式集 P. 32

- ◆ 本事業の委託契約書を広島市から送付します。
- ◆ 事業者名等記載・押印のうえご返送ください。 ※ 代表者印で押印してください。

■ 着手届 ⇒様式集 P. 50

- ◆ 本事業の業務を開始したこと届け出る書類です。

■ 業務遂行責任者届 ⇒様式集 P. 51

- ◆ 本事業の責任者を届け出る書類です。
- ◆ 業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を定めてください。

□ 口座振込依頼書 兼 債権者登録申請書 ⇒様式集 P. 46

広島市に口座登録していない場合は、ご提出ください。
(登録されているかの確認は、障害自立支援課までお尋ねください。)

(3) 委託業務内容

(1) 利用者への事業周知

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児の家族がいる場合は、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業業務委託(以下「本事業」という。)の周知を行う。

【利用対象者】広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態があること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 医師の訪問看護指示書(保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書)による医療的ケアを必要としていること。
- (4) 在宅で家族等による介護を受けて生活していること。
- (5) 訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護)により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると広島市長が認めた者をいう。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族(以下「利用対象者」という。)とする。

(2) 利用者の利用登録申請・決定補助

- ① 利用者から、本事業の登録希望があった場合は、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用登録(変更)申請書」(以下「利用申請書」という。)を配布する。
- ② 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第9条に基づき、①の書類に加え、下記の書類を広島市へ提出する。
 - ◆ 医師の訪問看護指示書の写し
 - ◆ 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類
- ③ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第10条に基づき、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」(以下「決定通知書」という。)を、利用者へ通知する。

(3) 利用者との契約

利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結する。

(4)利用申込の受付

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしている場合は、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- ① 本事業の利用登録がされていること。
- ② 一年度あたりの累計利用時間が48時間を超えていないこと。
- ③ 訪問看護によるサービスが必要であること。

(5)サービス提供

- ① 本事業に基づく訪問看護は、健康保険法に規定する訪問看護の規定を準拠するものとする。
- ② サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。
- ③ サービスの利用開始時間は、原則、看護を伴う支援を開始した時間からとする。

(6)提供実績の管理

- ① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。
- ② 決定通知書に記載している訪問看護事業者が、利用者の年間の利用時間を管理する。
- ③ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得ること。

(7)実績報告

登録事業者は、各月のサービス提供終了後、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式第7号)により、を翌月 15 日までに市長に報告し、その検査を受けなければならない。

(8)委託料の請求事務

前項の検査を完了したのち、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第7条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

(9)利用者等からの問い合わせ対応

本事業の利用において、利用者等から問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

(4) 費用

(1) 契約単価

本事業に係る経費は、下記のとおり算定した金額とする。

対象経費	金額
指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×7,500円(1時間当たり単価) 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 (月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) ただし対象者一人につき、一年度あたり48時間を上限とする。

(2) 利用者負担

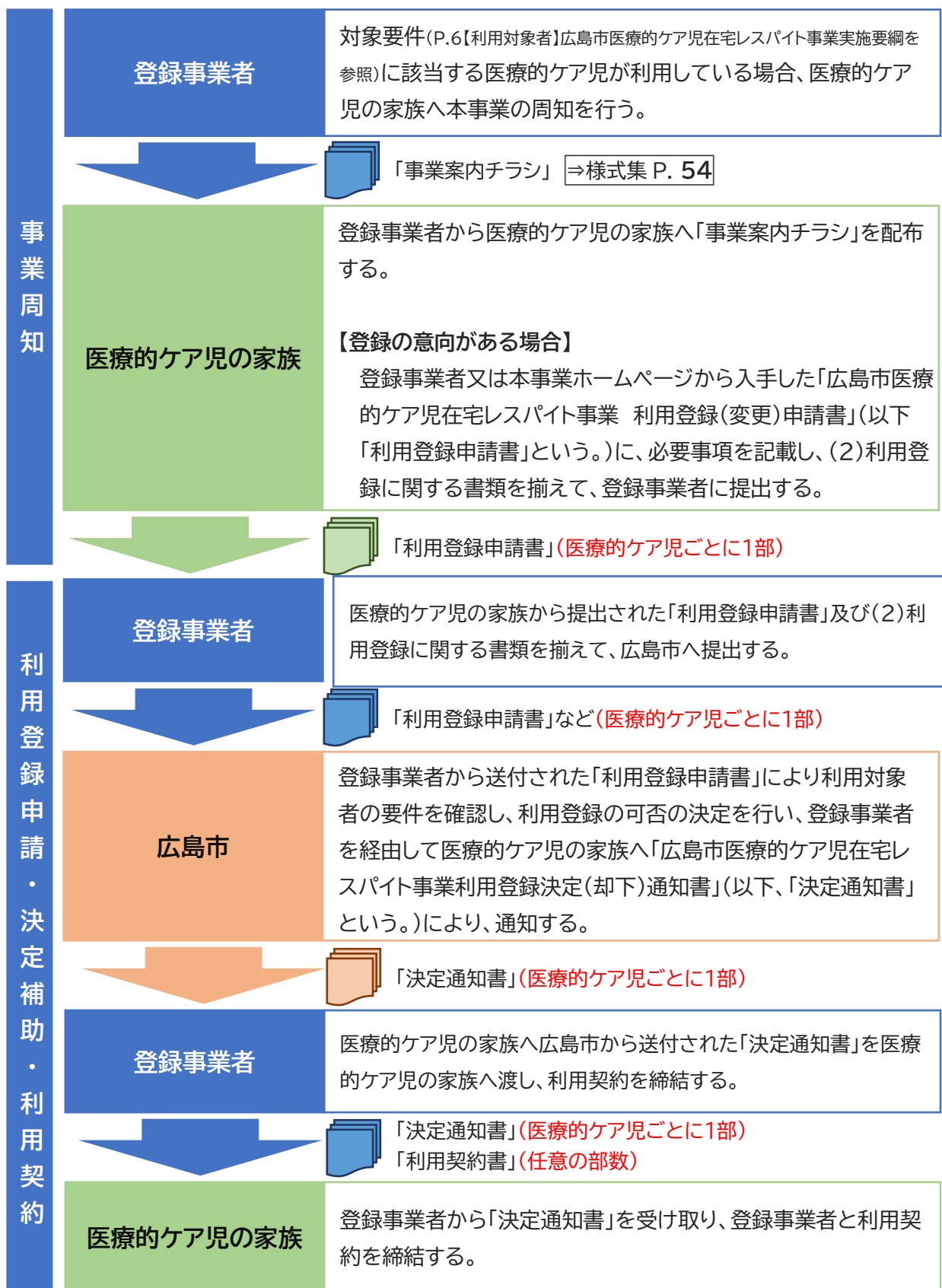
利用者負担は、下記表のとおりである。

区分	利用者負担 (1時間当たり)	利用者負担上限月額
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	
市民税課税世帯(市民税所得割額28万円未満)	750円	4,600円
市民税課税世帯(市民税所得割額28万円以上)		設定なし

※ 毎年度6月までは前年度の、7月以降はその年度の市民税課税状況等により利用者負担額等を決定します。

4 利用登録手続きについて

(1) 利用登録の流れ



(2) 利用登録に関する書類

提出書類 【利用登録申請】

■ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書 ⇒様式集 P. 19

- ◆ 本事業は、利用登録を受けた後、登録事業者と利用契約を行うことで、利用が可能となります。
- ◆ 申請者は、医療的ケア児の家族となります。

■ 訪問看護指示書の写し

- ◆ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書の写しを提出してください(利用者やそのご家族にお渡しする必要はありません)。

■ 訪問看護事業者を利用していることが分かる書類

- ◆ 現に訪問看護を受けていることを確認するため、訪問看護事業者(登録事業者以外でも可)を利用していることが分かる書類を提出してください。
- ◆ 利用していることが分かる書類は、訪問看護報告書や訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書、契約書などです。
- ◆ 提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみご提出ください。
※ 添付書類は、おおむね申請日から1年以内に作成した書類とします。

■ 世帯の市民税課税状況が分かる書類(利用する年の1月1日現在で広島市に住民票がない場合のみ)

- ◆ 事業利用の年の 1月1日現在で広島市に住民票がない場合、「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書※」を提出してください。
- ※ 1月1日時点で住民票があった自治体で入手してください。4月から6月に申請する場合は前年度分、7月から3月に申請する場合は当該年度分を提出してください。

参考書類 【登録事業者と利用者の利用契約】

□ 利用契約書 ⇒様式集 P. 47(参考様式)

- ◆ 登録事業者と利用者の利用契約については、本事業に基づく利用を両者間で合意したことを示すため、利用契約書によることとしています。
- ◆ 本事業の利用契約は、「利用契約書」(テンプレート)を準備しております。
事業者の運営実態に合わせて修正するなどしてお使いください。

- ◆ 利用者登録は、一度登録すれば18歳に達する日以降の最初の3月31日までです。
- ◆ 利用者の申請内容に変更があれば、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書」⇒様式集 P. 19を提出してください。
- ◆ 変更申請の流れは、利用登録と同じ流れになります。

(3) 利用者負担額等の決定、更新に関する書類

提出書類 【利用者負担額等更新申請】

■ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用者負担額等更新申請書 ⇒様式集 P. 27

◆ 利用者負担額及び利用者負担上限月額を更新するための書類で、毎年度、提出が必要となります。初回申請時にはこの申請書の提出は不要です。

◆ 事業利用の年の 1月1日現在で広島市に住民票がない場合、「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書※」を提出してください。

※ 1月1日時点で住民票があった自治体で当該年度分を入手し、提出してください。

■ 訪問看護指示書の写し

◆ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書の写しを提出してください(利用者やそのご家族にお渡しする必要はありません)。

■ 訪問看護事業者を利用していることが分かる書類

◆ 現に訪問看護を受けていることを確認するため、訪問看護事業者(登録事業者以外でも可)を利用していることが分かる書類を提出してください。

◆ 利用していることが分かる書類は、訪問看護報告書や訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書、契約書などです。

◆ 提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみご提出ください。

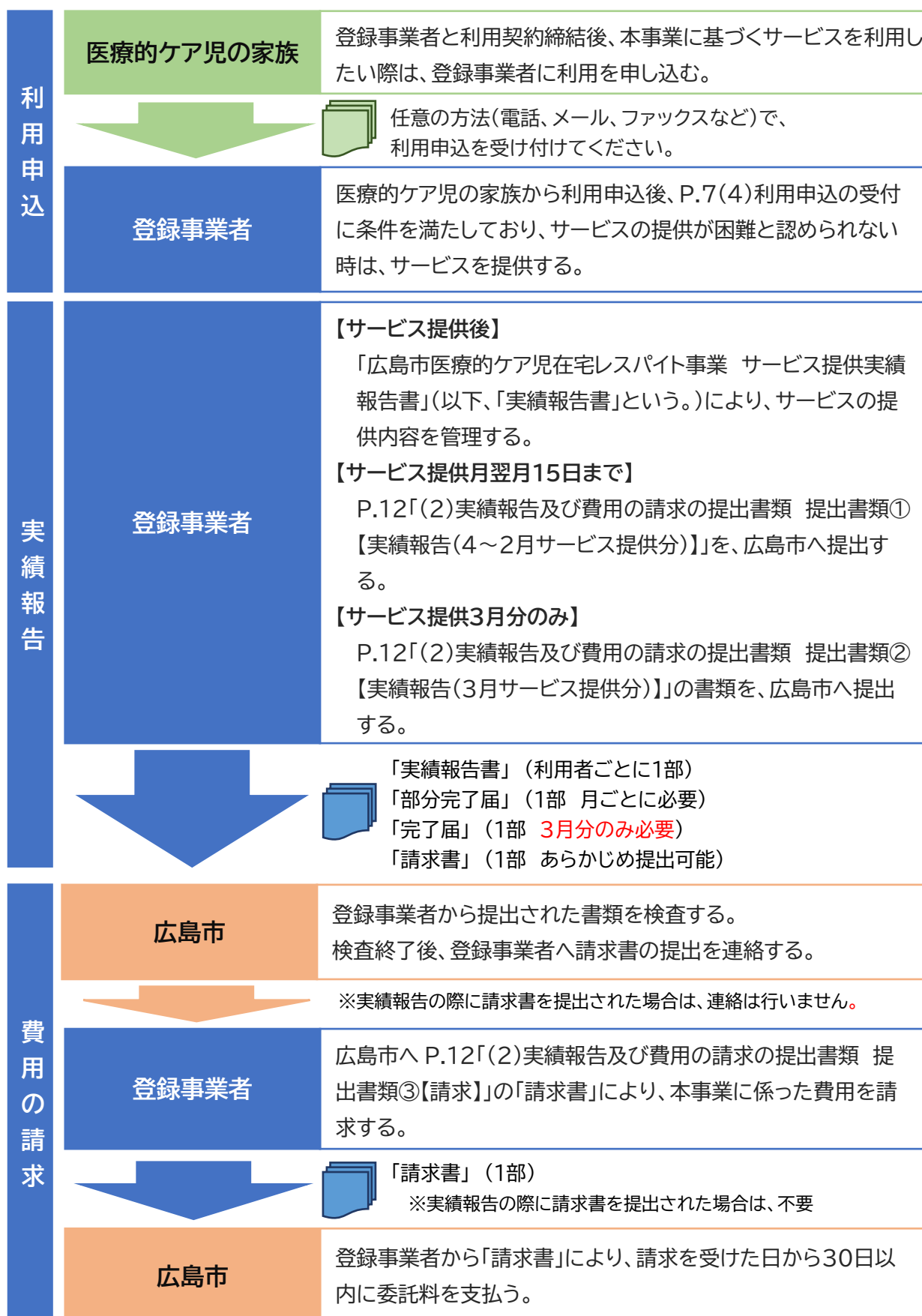
◆ 毎年度6月までは前年度の、7月以降はその年度の市民税課税状況により利用者負担額等を決定します。

◆ 毎年度5～6月頃に「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用者負担額等更新申請書」をお送りしますので、提出してください。

◆ 審査後、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用者負担額等更新決定通知書」により、7月以降の利用者負担額をお知らせします。

5 実績報告及び費用の請求について

(1) 実績報告及び費用の請求の流れ



(2) 実績報告及び費用の請求の提出書類

提出書類 ①【実績報告(4～2月サービス提供分)】

□ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 サービス提供実績報告書 ⇒様式集 P. 26

- ◆ サービスを提供したことを報告する書類です。
- ◆ 利用者ごとに、サービスを提供した実績を記載してください。
- ◆ サービスを提供した実績がない利用者は提出不要です。
- ◆ サービス算定時間が、一年度あたり48時間を超えた場合、超えた時間の費用は請求できません。
- ◆ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得てください。
※報告確認方法については、実績報告書の写しを渡すなど、任意の方法で構いません。

□ 部分完了届 ⇒様式集 P. 52

- ◆ サービスを提供した月の業務を完了したことを届け出る書類です。
- ◆ サービスを提供した実績がある場合に、実績報告書に添えて提出してください。
- ◆ サービスを提供した実績がない月は提出不要です。

提出書類 ②【実績報告(3月サービス提供分)】

□ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 サービス提供実績報告書 ⇒様式集 P. 26

- ◆ 提出書類 ①【実績報告(4～2月サービス提供分)】と同様です。

□ 部分完了届 ⇒様式集 P. 52

- ◆ 提出書類 ①【実績報告(4～2月サービス提供分)】と同様です。

■ 完了届 ⇒様式集 P. 53

- ◆ 1年間の業務が完了したことを届け出る書類です。
- ◆ 部分完了届と異なり、実績の有無に関わらず、全ての登録事業者が提出する必要があります。

提出書類 ③【請求】

□ 請求書

- ◆ 本事業に係る経費を広島市へ請求する書類です。
- ◆ サービスを提供した実績のない月は提出不要です。

◆ 「実績報告書」は、利用実績がある利用者ごとに提出が必要ですが、「(部分・全部)完了届」及び「請求書」は、それぞれ1枚(請求書の金額は複数名合算可)提出してください。

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として広島市が実施する広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

- （1） 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態があること。
- （2） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- （3） 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- （4） 在宅で家族による介護を受けて生活している児童。
- （5） 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている広島市長が認めた者をいう。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は広島市（以下「市」という。）とする。

（利用対象者）

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

（サービス提供内容）

第5条 本事業は、委託を受けた指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者）が、同項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅での訪問看護を提供する。

（サービス提供時間）

第6条 本事業の利用時間は、医療的ケア児一人につき、一年度あたり48時間を限度とする。

（事業に要する費用）

第7条 本事業に基づくサービスの提供費用は、別表1で定める金額を限度とする。

2 本事業に基づき利用対象者が指定訪問看護事業者からサービスの提供を受けたときは、第8条に規定する利用者負担を除き、市が利用対象者に代わり、当該利用指定訪問看護事業者に支払うものとす

る。

(利用者負担額等)

第8条 利用者がサービス利用に際し負担する額は、別表2で定める金額とする。

(利用登録申請)

第9条 本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする指定訪問看護事業者を経由して、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(様式第1号)(以下「利用登録申請書」という。)に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第2項第3号に規定する医師の訪問看護指示書の写し
- (2) 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(利用登録決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、指定訪問看護事業者を経由して利用対象者に通知するものとする。

3 第1項の利用登録期間は、同項の規定により本事業の利用登録の決定(以下「利用決定」という。)を行った日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第11条 次の各号に定める場合には、利用決定を受けた利用対象者(以下「利用者」という。)は、指定訪問看護事業者を経由して、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(様式第1号)」を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が市内で居住地を変更するとき。
- (2) 利用決定内容の変更を希望するとき。
- (3) 利用者が複数の訪問看護事業者を利用するとき。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

(利用登録決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定を受けた医療的ケア児が死亡したとき。
- (2) 利用者が利用を辞退したとき。
- (3) 利用者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書(様式第3号)により指定訪問看護事業者を経由し利用者に対して通知することとする。

(事業者登録)

第 13 条 本事業は、事業の適正な実施のため、指定訪問看護事業者であって、本事業を実施する事業者として市に登録したものに委託して実施する。

2 本事業を実施する事業者として登録を受ける場合は、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録申請書（様式第 4 号）を、健康保険法第 89 条第 1 項の規定により指定された訪問看護事業所ごとに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の登録の申請があったときは、本事業の事業者の登録可否の決定を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録通知書（様式第 5 号）により、指定訪問看護事業者に通知するものとする。

5 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができる。

- (1) 登録事業者が不正に委託料の請求を行ったとき。
- (2) 登録事業者が健康保険法第 95 条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。
- (3) 登録事業者が法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 登録事業者がその他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(サービスの利用)

第 14 条 利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用契約を締結しなければならない。

(実績報告・請求及び支払い)

第 15 条 登録事業者は、各月のサービス提供終了後、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書（様式第 7 号）により、翌月 15 日までに市長に報告し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、登録事業者から前項による報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による検査を完了したのち、第 7 条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

なお、指定訪問看護事業者が利用者負担の生じる利用対象者にサービスを提供した場合、サービス提供後速やかに第 8 条に規定する費用を受領すること。

4 市長は、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の返還)

第 16 条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第 15 条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者には事業の委託料の全額又は一部を返還させることとする。

(事業者の遵守事項)

第 17 条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の自宅に指定訪問看護事業者の従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
- (2) 登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。
- (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 業務上知り得た利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第 18 条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

対象経費	金額
指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 $\text{金額} = A \times 7,500 \text{ 円（1 時間当たり単価）}$ 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 （月単位で、1 時間に満たないサービスを提供した場合は、30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ） ただし対象者一人につき、一年度あたり 48 時間を上限とする。

別表 2（第 8 条関係）

区分	利用者負担 （1 時間当たり）	利用者負担上限月額
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0 円	
市民税課税世帯（市民税所得割額 28 万円未満）	750 円	4,600 円
市民税課税世帯（市民税所得割額 28 万円以上）		設定なし